

歴史館の施設等の管理主体

区分	階	室 名	面積	管理の主体		管理方針
			(㎡)	松江市	指定管理者	
展示部門	1F	基本展示室	650.85	○展示品	◎	・利用者が快適に観覧できるよう配慮する。 ・展示品の劣化防止に配慮した環境設定を行う。
		企画展示室	271.73	○展示品	◎	
		伝利休茶室	71.55	○展示品	◎	
		展示準備室1	32.41	*	◎	
		展示準備室2	15.94	*	◎	
収蔵部門	1F	収蔵庫	454.00	*	空調・警備等	・原則として松江市職員以外の入室を制限する。 ・調査研究、維持管理のため、その他の者の入室が必要な時は、学芸員等が同行する。
		特別収蔵庫	60.32	*	空調・警備等	
		収蔵庫前室	38.28	*	空調・警備等	
		一時保管庫	13.83	*	空調・警備等	
		写場	24.51	*	空調・警備等	
	2F	収蔵庫	105.00	*	空調・警備等	
		前室	21.10	*	空調・警備等	
		倉庫	70.48	*	空調・警備等	
		空調機械室1	207.60	*	空調・警備等	
		空調機械室2	42.50	*	空調・警備等	
サービス供用部門	1F	展示ホール	65.70		◎	・利用者が快適に過ごせるよう、環境・美観の維持に努める。
		歴史の指南所1・2	91.30		◎	
		ライブラリー・VR	15.58	○図書	◎	
		暮らしの大広間	63.94		◎	
		ホール	303.20		◎	
		濡れ縁	49.38		◎	
		風除室	30.93		◎	
		男子便所	34.04		◎	
		女子便所	40.68		◎	
		多目的便所	6.23		◎	
		授乳室	5.75		◎	
		廊下	102.45		◎	
		EVホール	23.64		◎	
		喫茶・休憩	41.85		◎	
		ショップ	29.75		◎	来館者の利便を図るため、飲食物提供・物品販売事業の実施を認める。
	別棟	祭具展示室(長屋門)	34.43	○展示品	◎	
		休憩所(長屋門)	25.67		◎	・利用者が快適に過ごせるよう、環境・美観の維持に努める。 ・駐車場では場内での事故等がないよう注意喚起を図る。
		案内所(長屋門)	12.15		◎	
		前室(長屋門)	2.59		◎	
		物見櫓(長屋門1・2F)	30.38		◎	
		復原長屋(1F)	187.20		◎	
	屋外	庭園			◎	
		ナンキン池			◎	
		駐車場・駐輪場			◎	
		屋外敷地			◎	
事務部門	1F	事務室	66.59		◎	・松江市と指定管理者の執務環境として、適正に管理を行う。
		館長室	15.19	*	◎	
		会議室	35.00	*	◎	
		調査研究室	67.61	*	◎	
		閲覧室	10.79	*	◎	
		更衣室1	8.93	*	◎	
		更衣室2	7.52	*	◎	
		職員便所1	5.03	*	◎	
		職員便所2	1.79	*	◎	
		ボランティア室	19.60		◎	
		休憩室	13.45		◎	
		職員通路	9.54		◎	
		脱衣・シャワー室	3.48		◎	
		サブ玄関	9.30		◎	
管理部門	1F	搬入庫	51.00	*	◎	・松江市と指定管理者の共用部分として、適正に管理を行う。
		陰干し・通用口	20.40	*	◎	
		倉庫1	14.25	*	◎	
		倉庫2	4.44	*	◎	
		管理通路	117.30	*	◎	
		受付倉庫	5.87		◎	
		清掃員室	8.77		◎	
		更衣室3	8.10		◎	
		更衣室4	8.10		◎	
		水屋	8.51		◎	
		廊下	135.24		◎	
		ガス消火機械室	24.75		◎	
		ポンプ室	14.03		◎	
		空調機械室1	41.25		◎	
	別棟	機械置場(長屋門)	29.58		◎	
		復原長屋(2F・物置)	98.03	*	◎	
	屋外	北殿町駐車場	154.10		◎	

※◎は、主に管理を行う

※○は、展示品の管理のみを行う

※*は、松江市が主に使用する

※全ての照明器具の管理及び消耗品の交換は指定管理者とする。

※更衣室とトイレは供用とする。

伝承館の施設等の管理主体

区分	階	室 名	面積	管理の主体		管理方針
			(㎡)	松江市	指定管理者	
展示部門	1F	展示室	100.05	○展示品	◎	・利用者が快適に観覧できるように配慮する。 ・展示品の劣化防止に配慮した環境設定を行う。
		多目的スペース	37.60	○展示品	◎	
		シアターホール	26.58		◎	
	屋外	庭(権伝馬船展示)	93.80		◎	
サービス	1F	玄関・ホール	34.63		◎	・利用者が快適に過ごせるように環境・美観の維持に努める。
		廊下(掃除具入)	19.94		◎	
		多目的便所	5.81		◎	
		男子便所	8.94		◎	
		女子便所	7.35		◎	
管理部門	1F	事務室	13.23		◎	
		階段室	4.86		◎	
	2F	物置	92.45	*	◎	
		廊下	20.75		◎	
		階段室	5.75		◎	

※◎は、主に管理を行う

※○は、展示品の管理のみを行う

※*は、松江市が主に使用する

※全ての照明器具の管理及び消耗品の交換は指定管理者とする。